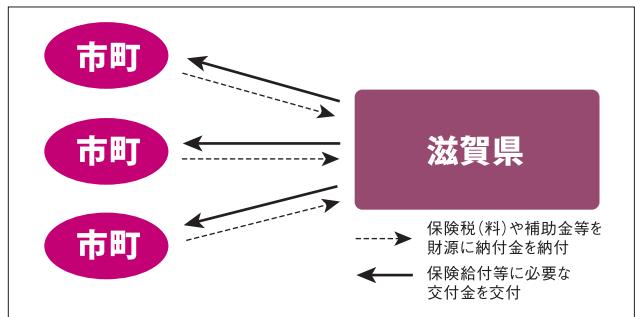


平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

問 市 保険課(近江庁舎) ☎ 52-6922 FAX 52-8730

運営 主体が滋賀県と市町に！

これまで、各市町がそれぞれ国民健康保険を運営していましたが、2018年度からは県も保険者として市町と国民健康保険を運営します。県は、財政運営の責任主体となるなど、国民健康保険の運営で中心的な役割を果たすこととなります。



2024年度以降滋賀県は保険税(料)の統一を目指します

県では、2024年度以降の県内の保険税(料)の統一に向け、2018年度から各市町の格差を縮小する取り組みを進めます。具体的には、県が各市町の標準保険料率(県内統一の算定方法で計算した保険料率)を示し、各市町はこの標準保険料率を参考に、それぞれの状況を加味して保険料率を決定します。

国民健康保険の手続きの窓口は変わりません

国民健康保険の加入や脱退、給付の申請、特定健診などの保健事業、保険税の課税・納付などの手続きは、これまでどおり市町が窓口です。また、加入中の人も改めて手続きをする必要はありません。

医療費適正化に向けた取り組みが強化されます

国民健康保険は、制度上、低所得者や高齢者の加入者が多いため、収入(保険税)と支出(保険給付)のバランスがとりにくく財政的に厳しい状況です。今回の制度改革では、国の財政支援が拡充されますが、この中で各保険者(市町)の「医療費適正化」の取り組みを評価する「保険者努力支援制度」が創設されます。この制度により評価に応じて交付金が配分され、保険税(料)の維持・抑制を図ることができます。



誰でも使える！
スマートフォン向け健康推進アプリ
「BIWA-TEKU」平成30年1月運用スタート！

県内の10保険者(市町)と全国健康保険協会滋賀支部(協会けんぽ)等が連携し、楽しく健康づくりを実践・体験し、健康づくりの意識付けと習慣化を目的とした健康推進アプリ「BIWA-TEKU」を開発しました。

「BIWA-TEKU」で健康づくりに取り組みましょう！

詳細は「BIWA-TEKU」公式ウェブサイトへ

